

建築確認申請の事前合議先一覧

那覇市 建築指導課
平成 31 年 3 月作成

※ 必要なものにチェックを入れ、確認申請時に提出してください。

※ 建築確認申請（正本）図書の書類の順番は、申請書→概要書→工事届→委任状→届出書等（下記の順）→図面→計算書として下さい。

建築場所：那覇市 _____ 用途 _____ 高さ _____ m

申請・届出等	対象となるもの	確認申請書 添付	合議先
1 <input type="checkbox"/> 地区計画の区域内における行為の届出 (行為に着手する日の 30 日前までに届出)	(_____ 地区計画) ※ 登記簿・公図・図面など届出に必要な添付書類は、各地区計画「パンフレット」等参照	正へ 写し添付	建築指導課 ☎951-3244 【FAX: 3245】 (本庁舎 9F)
2 <input type="checkbox"/> 電波障害防止要綱による届出 (確認申請前に届出〈標識設置は届出の 20 日前〉)	<input type="checkbox"/> 高さ 10m 以上(建築物・工作物で新築・増築等) ※用途変更は不要 <input type="checkbox"/> 良好な電波の受信を著しく悪化させるおそれのあるもの ※ 届出に必要な添付書類は、「要綱」参照	—	
3 <input type="checkbox"/> 駐車施設の附置等に関する届出 (確認申請前までに届出) 【建築基準法関係規定】	<input type="checkbox"/> 商業・近隣商業(特定用途: 1,000 m ² 超、非特定用途: 2,000 m ² 超) <input type="checkbox"/> その他の地区(全部又は一部が特定用途: 2,000 m ² 超) ※ 届出に必要な添付書類は「条例規則」参照	正へ 写し添付	
4 <input type="checkbox"/> 福祉のまちづくり条例事前協議 (行為に着手する日の 30 日前までに届出)	<input type="checkbox"/> 「沖縄県福祉のまちづくり条例」に規定する特定生活関連施設 (計画通知の協議先は、沖縄県障害保健福祉課) ※ 届出に必要な添付書類は「条例規則」参照	—	
5 <input type="checkbox"/> 開発許可申請・許可不要証明 (開発許可・建築承認) 【建築基準法関係規定等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域内: 敷地面積 1,000 m ² 以上 (開発行為が無い場合、「許可不要証明」) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域内: 全て対象	正へ 写し添付	
6 <input type="checkbox"/> 省エネルギー届出書 (着工の 21 日前までに届出)	<input type="checkbox"/> 【新築・増築・改築】床面積が 300 m ² 以上 ※省エネ適判対象規模については「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を参照 ※用途変更は不要	—	
7 <input type="checkbox"/> 狭あい道路整備事前協議 (確認申請の 30 日前までに届出)	<input type="checkbox"/> 建築物の建築に伴う狭あい道路の拡幅整備 ※用途変更は不要 <input type="checkbox"/> 塀、擁壁等の築造に伴う狭あい道路の拡幅整備 ※ 届出に必要な添付書類は「パンフレット」「要領」等参照	正へ 写し添付	
8 <input type="checkbox"/> 風致地区許可申請	<input type="checkbox"/> 末吉風致地区 <input type="checkbox"/> 漫湖風致地区 ※ 届出に必要な添付書類は「条例規則」参照	正へ 写し添付	
9 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく認定申請 (確認申請前に申請) 【建築基準法関係】	<input type="checkbox"/> 4 条: 災害危険区域内の建築制限(住宅の用途に供する建築物) <input type="checkbox"/> 24 条: 建築物の敷地と道路との関係(接道) <input type="checkbox"/> 27 条: 車庫等(150 m ² 超)の出入口と道路との関係 など	正へ 写し添付	
10 <input type="checkbox"/> 景観計画区域内における行為の届出	<input type="checkbox"/> 建築物: 高さ 10m 又は建築面積が 500 m ² を超えるもの (歴史エリア内においては、階数が 3 階以上又は軒高が 7m、 建築面積が 300 m ² を超えるもの) <input type="checkbox"/> 工作物: 高さ 10m (擁壁については 3m) 又は築造面積 500 m ² (歴史エリア内においては 300 m ² を超えるもの) ※ 対象規模は一部抜粋。詳細は都市デザイン室で確認下さい。	正へ 写し添付	都市計画課 都市デザイン室 ☎951-3246 (本庁舎 9F)
11 <input type="checkbox"/> 都市景観形成地域における届出	<input type="checkbox"/> 首里金城地区都市景観形成地域内 <input type="checkbox"/> 龍潭通り沿線地区都市景観形成地域内 <input type="checkbox"/> 壺屋地区都市景観形成地域内	正へ 写し添付	
12 <input type="checkbox"/> 屋外広告物許可申請 【建築基準法関係規定】	<input type="checkbox"/> 那覇市屋外広告物条例に基づき、市内に設置される屋外広告物	正へ 写し添付	
13 <input type="checkbox"/> 公共下水道(污水)接続の確認	<input type="checkbox"/> 汚水排水設備の新設又は変更があるもの <input type="checkbox"/> 浄化槽を廃止し公共下水道へ接続するもの ※ 再生水供給地区内の延床面積 3,000 m ² 以上の建築物は再生水の利用に努めること	正へ 写し添付	料金サービス課 ☎941-7810 (上下水道局庁舎 1F)
14 <input type="checkbox"/> 建築等に伴う公害防止指導申請	・一戸建ての住宅以外	正へ 写し添付	環境保全課 ☎951-3229 (市役所 7F)
15 <input type="checkbox"/> 水資源有効利用・節水計画書	・建築確認等を伴う全てのもの(計画変更等を除く)	正へ 写し添付	クリン推進課 ☎889-3567 (那覇・南風原クリンセンター)
16 <input type="checkbox"/> 共同住宅建設時の事前調整	・共同住宅で住戸数 5 戸以上のもの(住戸数: _____ 戸)	正へ 写し添付	道路管理課 ☎951-3237 (市役所 7F)
17 <input type="checkbox"/> 道路工事施工承認申請	・敷地が歩道のある市道と接し、車両乗入口の設置又は位置変更(歩道切下げ等)を行う必要があるとき	—	農業委員会 ☎951-3209 (市役所 6F)
18 <input type="checkbox"/> 農地転用の確認	・登記簿上又は現況で、敷地が農地(田、畑)となっている場合	—	文化財課 ☎917-3501 (市役所 10F)
19 <input type="checkbox"/> 埋蔵文化財の確認	・埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合 ※用途変更は不要	正へ 写し添付	南部土木事務所 維持管理班 ☎867-2941 (南部合同庁舎 7・8F)
20 <input type="checkbox"/> 急傾斜地指定箇所許可申請	・急傾斜地崩壊危険区域内のもの	正へ 写し添付	
21 <input type="checkbox"/> 地すべり指定箇所許可申請	・地すべり防止区域内のもの	正へ 写し添付	
22 <input type="checkbox"/> 空港周辺における建築等設置の制限	・建築物等を設置する場合(市内全域)	正へ 写し添付	大阪航空局 那覇空港事務所 ☎857-1101

(注) 上記以外に「宇栄原南土地区画整理事業」「臨港地区」「電波伝搬路」「駐車場法」「建設リサイクル法」等の適用の有無についても、事前に確認が必要です。